平成２２年（フ）第６９２号
札幌市北区篠路町上篠路81番地２
債務者　原田　隆幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１６号
札幌市豊平区美園５条７丁目３番１号　ビルボード美園101号
債務者　山本　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２４号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目100番地10　クリーンリバーフィネス菊水1105号
債務者　中嶋　静子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２８号
札幌市中央区南16条西11丁目１番16―106号
債務者　武田　　保
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４９号
札幌市西区発寒９条13丁目８番５―901号
債務者　橋本美千代
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６７号
北海道江別市野幌若葉町39番地の６　ディア若葉203
債務者　松本　敏光
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６８号
北海道江別市野幌若葉町39番地の６　ディア若葉203
債務者　松本　良子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７２号
札幌市北区北34条西３丁目２番21号　シャルム343Ｃ―202号
債務者　吉澤　聡子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３号
北海道小樽市奥沢２丁目２番４号
債務者　神田　静男
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４５号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第15地割85番地１
債務者　千葉絵里子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６３号
岩手県久慈市小久慈町第22地割36番地11
債務者　西川　良光
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７１号
盛岡市津志田中央３丁目６番18号
債務者　小笠原里穂（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６号
岩手県奥州市水沢区真城字垣ノ内83番地３
債務者　佐藤　成子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２０号
岩手県奥州市水沢区字日高西22番地１
債務者　岩渕　義明
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１６４号
埼玉県川越市旭町３丁目25番地26
債務者　中川　裕幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６号
埼玉県熊谷市曙町２丁目73番地　エステート90―101
債務者　萩原　一雅
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６７号
埼玉県熊谷市曙町２丁目73番地　エステート90―101
債務者　萩原　七海（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０７号
新潟市南区小蔵子148番地の２
債務者　五十嵐民子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
新潟地方裁判所民事部